

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成29年9月29日

# 行政評価局調査の実施

総務省行政評価局では、「平成29年度行政評価等プログラム」に基づき、平成29年10月から下記 のテーマについて行政評価局調査を実施することとしましたので、公表します。

#### 〇 空き家対策に関する実態調査

空き家対策について、市町村の自主的な取組を後押しする観点から、市町村の様々な特性や街づ くりの方針等に応じた取組事例や課題等を明らかにし、関係行政の改善に資するとともに、空家等 対策の推進に関する特別措置法の施行5年後見直しの検討等に資する情報を提供するために実施

#### 〇 年金業務の運営に関する行政評価・監視-国民年金業務を中心として-

日本年金機構における中期計画等に基づく業務運営を評価するとともに、納付率の向上、無年金 者及び低年金者の発生抑止並びに日本年金機構への信頼性の向上を図る観点から、国民年金の適用、 国民年金保険料の収納その他の業務運営の状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施

#### (連絡先)

<空き家対策に関する実態調査>

総務省行政評価局評価監視官(内閣、規制改革等担当)

電話:03-5253-5441 (直通)、FAX:03-5253-5436

<年金業務の運営に関する行政評価・監視-国民年金業務を中心として->

総務省行政評価局評価監視官(総務、環境、行政運営効率化等担当)

電話:03-5253-5486 (直通)、FAX:03-5253-5464

< 行政評価局調査全般について>

総務省行政評価局総務課

担当:柏尾

電話:03-5253-5407 (直通)、FAX:03-5253-5412

※ インターネットでのお問合せについては、以下の総務省HPで受け付けております。 https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html.

# 空き家対策に関する実態調査

## 調査の背景

- 全国の「空き家」(賃貸用、売却用、別荘等を除く。)は、318万戸(平成25年住宅・土地統計)
- 平成26年に議員立 法により、空家対策特 措法が成立(27年5月 全面施行)
- O 空家対策特措法に基づき、 市町村は特定空家等(※)に 対する措置(所有者等に対す る助言・指導、代執行等)等が 可能
- しかし、助言・指導は313市 町村、代執行は39市町村(平 成28年度末時点)と、市町村 では対応に苦慮

※倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等の空き家をいう。

○ 空き家対策について、市町村の 自主的な取組を後押しする観点から、様々な特性等に応じた取組事 例や課題等を明らかにし、関係行 政の改善に資する。

また、空家対策特措法の施行5 年後見直しの検討等に資する情報 を提供するために実施



- 1 空き家の実態把握、所有者の特定等
- 空き家の実態把握、所有者特定の実施状況等
- 2 特定空家等に対する措置等
- 特定空家等の判定に係る事務、特定空家等に対する措置の実施状況等
- 3 その他
- 〇 活用可能な空き家の流通促進等

## 主要調査対象

### 調査対象機関

総務省、法務省、国土交通省

#### 関連調査等対象機関

都道府県、市区町村等

#### 調査実施期間

平成29年10月~平成30年9月(予定)

# 年金業務運営に関する行政評価・監視-国民年金業務を中心として-

## 調査の背景

- 日本年金機構は、厚生労働大 臣から示された中期目標(目標 期間:平成26~30年度)の達成 を図るため、中期計画等を作成 し業務を運営
- 〇 中期目標では、国民年金保険料の収納対策が懸念事項とされ、中期計画等に基づき、目標期間中に納付率を60%台半ばを目指すこととし各種対策を実施。また、年金業務に対する国民の信頼を回復するため、サービス向上につながる取組を実施
- 平成28年度の現年度納付率 は改善傾向にあるが、若年層 や都市部等で相対的に低く、更 なる納付率向上を図るため、な お一層の努力が必要な状況
- 〇 また、免除等された期間の 保険料を後から納付する追納 制度の利用状況等は未把握
- 〇 従来から、親族の生存を偽造した不正受給事案が発生。また、当省の行政相談には、国民年金業務運営に関する苦情等が寄せられている

○ 日本年金機構における中期計画等に基づく国民年金業務の運営を評価するとともに、納付率の向上、無年金者・低年金者の発生抑信報性の向上を図る観点から、国民年金の適用、保険料の収納その他の業務運営状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施





#### 1 国民年金の適用業務及び国民年金保険料の収納業務の実施状況

- 20歳到達者への適用勧奨の実施状況、保険料未納者への納付督励の実施状況
- 2 無年金者及び低年金者の発生抑止対策の実施状況
- 免除・猶予制度や追納制度の利用促進対策の実施状況
- 3 その他
- 事務処理誤り対策及び不正受給対策の実施状況、総務省の行政相談に寄せられた苦情 等に係る業務の実施状況

## 主要調査対象

#### 調查対象機関

厚生労働省

#### 関連調査等対象機関

日本年金機構、市町村、事業者等

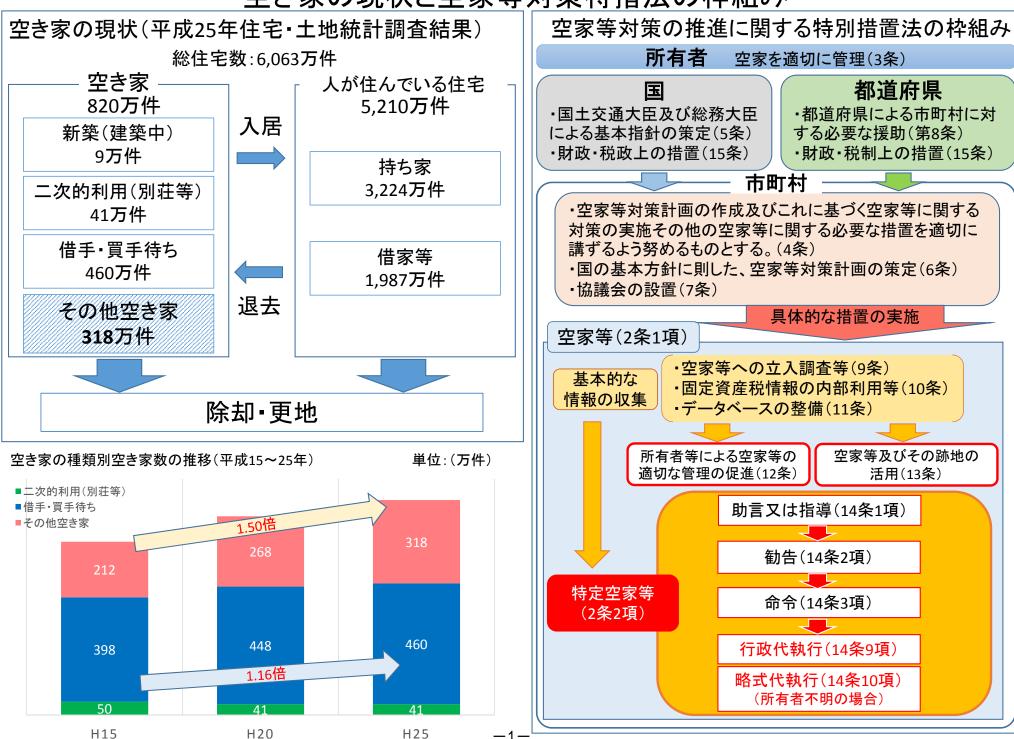
## 調査実施期間

平成29年10月~30年9月(予定)

# 参 考 資 料

2 年金業務の運営に関する行政評価・監視-国民年金業務を中心としてー・・2

# 空き家の現状と空家等対策特措法の枠組み



# 〇 国民年金保険料の納付率の推移

#### 【第2期中期計画】

○ 第2期中期目標期間(26~30年度) 中に、現年度納付率60%台半ばを目 指す。



#### 【29年度計画】

- 29年度分保険料の現年度納付率について、少なくとも前年度実績から1.0ポイント以上の伸び幅を確保
- 28年度分保険料の29年度末における納付率について、平成28年度末から少なくとも4.0ポイント以上の伸び幅を確保
- 27年度分保険料の最終納付率について、27年度現年度納付率から少なくとも7.0ポイント以上の伸びを確保



- ※ 現年度納付率とは、当該年度の納付対象月数のうち、当該年度(翌年の4月末まで)に納付された月数の割合である。
- ※ 未納保険料は過去2年分の納付が可能であり、次年度納付率及び最終納付率とは、現年度に納付されたものに加え、それぞれ、 次年度及び次々年度に納付されたものを加えて算出した納付率である(それぞれ、平成20年度、13年度以降把握されている。)。

# ○ 国民年金第1号被保険者数、納付対象月数、現年度納付月数、全額免除者数の推移

年度	第1号被保険者数 (万人)	納付対象月数 (月)	現年度の納付月数 (月)	現年度納付率	全額免除者数 (万人)
24	1,864	15,274	9,010	59.0%	587
25	1,805	14,481	8,817	60.9%	606
26	1,743	13,651	8,607	63.1%	602
27	1,668	13,080	8,291	63.4%	576
28	1,575	12,046	7,835	65.0%	583

注:厚生労働省の資料による。